

「世界首長誓約/日本」(CoM Japan)

実施要領

2019年8月8日

「世界首長誓約/日本」事務局

## 「世界首長誓約/日本」(CoM Japan) 実施要領

2018年7月3日「世界首長誓約/日本」準備委員会において暫定的に決定

2019年8月8日「世界首長誓約/日本」運営委員会において決定

「世界気候エネルギー首長誓約」(Global Covenant of mayors for Climate and Energy、以下「世界首長誓約」、「GCoM」という。)は、持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの国の目標以上の削減、気候変動の影響への適応に取り組むことにより、持続可能でレジリエント(強靱)な地域づくりを目指し、同時に、パリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、そのための行動計画を策定した上で、具体的な取組を積極的に進めていく国際的な仕組みです。

欧州連合(EU)の執行機関である欧州委員会(EC)は、2008年からEU区域内において「首長誓約(Covenant of Mayors)」を導入し、また、2014年から「都市と気候変動」担当国連特使ブルームバーグ氏によってICLEIなどのメンバー自治体を対象にして「気候変動政策に関する首長誓約(Compact of Mayors)」が世界規模で進められました。両者は合流し、世界首長誓約(GCoM)となり、ECのInternational Urban Cooperation(IUC)事業として、欧州のほか、日本、北米、カリブ・ラテンアメリカ、インド、東南アジアなどの地域・国に地域事務局を設置して、地域の特性に応じた「地域首長誓約」(Regional CoM)を展開することとなりました。

日本では、2018年7月3日に「世界首長誓約/日本」準備委員会において暫定的に決定された「世界首長誓約/日本」(CoM Japan)実施要領が同年8月1日から施行され、これに基づき、「世界首長誓約/日本」(CoM Japan)が立ち上がり、同日から、首長による誓約書への署名が開始されました。

## 第1章 「世界首長誓約/日本」の実施体制

「世界首長誓約/日本」(CoM Japan)は、「世界気候エネルギー首長誓約」(Global Covenant of mayors for Climate and Energy)傘下の地域誓約です。「世界首長誓約/日本」の運営は、以下の体制で実施します。

### (1) 運営委員会

「世界首長誓約/日本」の円滑な運営を図るため、「世界首長誓約/日本」運営委員会を設置します。「世界首長誓約/日本」運営委員会規程は別紙1のとおりです。

### (2) 誓約事務局

日本の誓約事務局（以下「日本事務局」という。）は、EUのInternational Urban Cooperation JAPANを受託した名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センターに置かれています。日本事務局は、誓約の一連の手続きをつかさどるほか、「ヘルプデスク」を設け、誓約を検討している自治体や誓約した自治体に対し、「コーディネーター」や「サポーター」の協力を得て、さまざまな支援をします。

## 第2章 「世界首長誓約/日本」3つのステップ

持続可能でレジリエント（強靱）な地域づくりとともに、パリ協定の目標の達成への貢献を目指す自治体の首長は、「世界首長誓約/日本」の誓約書への署名、「気候エネルギー行動計画」の策定・報告・実施、進捗状況の報告の3つのステップで取組を進めていきます。

### (1) ステップ1 誓約書への署名

持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消など）の推進、2030年の温室効果ガス排出量の国の目標以上の削減、そして、気候変動の影響などへの適応・レジリエント（強靱）な地域づくりに取り組んでいる、または、これらに取り組もうとする自治体の首長は、「世界首長誓約/日本」の誓約書に署名します。

署名は単なる声明ではなく、持続可能でレジリエントな地域づくりや、パリ協定の目標達成に寄与することを約束するものです。誓約自治体は気候エネルギー政策に積極的に取り組む自治体の世界的コミュニティに参加することになります。

署名しようとしている自治体は、あらかじめ日本事務局（ヘルプデスク）にご連絡ください。

誓約書に署名した首長は、誓約書を日本事務局に登録します。誓約書を日本事務局に登録すると、世界事務局の HP のリスト・地図に登録され、誓約自治体の名前などは世界に発信されます。

誓約書を日本事務局に登録した首長には、日本事務局から「登録証」が発行されます。

## 【誓約書】

### 世界首長誓約/日本 誓約書

〇〇市、日本

〇〇市長〇〇〇〇は、世界気候エネルギー首長誓約のメンバーである「世界首長誓約/日本」の誓約書に署名し、持続可能でレジリエント（強靱）な地域づくりを目指すとともに、パリ協定の目標達成に貢献します。

1. 以下の事項を誓約します。

①持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消など）を推進します。

②2030年の温室効果ガス排出量は国の削減目標以上の削減を目指します。

③気候変動の影響などに適応し、レジリエント（強靱）な地域づくりを目指します。

2. 誓約後2年以内に、誓約事項①～③に関する目標、温室効果ガス排出量などの状況、具体的な目標達成方策などに関する「気候エネルギー行動計画」を策定・報告し、これに取り組みます。

3. 2年ごとに、同行動計画の進捗状況を報告します。

自治体の名称、住所

ウェブサイト

自署

The image shows the official pledge form for the World Mayor Pledge/Japan. It is presented in two columns: Japanese on the left and English on the right. At the top, there are logos for the 'Covenant of Mayors for Climate & Energy JAPAN' and 'GLOBAL COVENANT OF MAYORS FOR CLIMATE & ENERGY'. The title '世界首長誓約/日本 誓約書' is centered at the top. Below the title, there are fields for '[自治体名]、日本' and '[自治体名]、日本' in both languages. The main body of the form contains three numbered pledge items in both languages. At the bottom, there are fields for the local government name, mayor's name, and date, along with a signature line. A red box highlights the Japanese text, and a blue box highlights the English text. A red arrow points from the Japanese text to the English text.

### 上図：誓約書イメージ

※誓約書のフォーマット及び入力例は、「世界首長誓約/日本」Webサイトよりダウンロードできます。

備考：上記誓約書の添付資料として、事務局に、下記の項目を入力した表を提出します。

担当者の名前、部署、e-mailアドレス、電話番号、誓約時の人口など

注：1. ②の2030年の「国の削減目標」は、2013年を基準年としてマイナス26%です。ここでは、自治体の2030年目標の基準年は統一しませんので、各自治体が採用する基準年を用いて下さい。その場合、例えば、2010年を基準年とすると2030年の国の削減目標はマイナス20%、2005年ではマイナス24%、2000年ではマイナス24%、1990年ではマイナス18%となります。

## (2) ステップ2 「気候エネルギー行動計画」の策定・実施

誓約した自治体（以下「誓約自治体」という。）は、誓約後2年以内に、①区域内における基準年の温室効果ガスインベントリーの作成、②2030年の温室効果ガス削減目標の設定、③気候変動によるリスク及び脆弱性の評価、を行ったうえで、④誓約事項①～③の具体的な達成方策などに関する「気候エネルギー行動計画」を策定し、これを実施します。

### ① 区域内における基準年の温室効果ガスインベントリーの作成

誓約自治体は、以下の方法で、区域内における基準年の温室効果ガスインベントリー（表1）を作成してください。

- ア 基準年は、各誓約自治体が設定します。なお、国の温室効果ガス削減の基準年は、現在、2013年です。
- イ インベントリーは、基本的には、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編（平成29年3月環境省総合政策局環境計画課）」（以下「マニュアル」という。）に基づき推計します。
- ウ インベントリーの対象となる温室効果ガスは、GCoMの共通報告枠組では、少なくとも、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン及び一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）となっていますが、「世界首長誓約/日本」では次のように対応します。
  - （ア）地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「実行計画（区域施策編）」（環境基本計画などに含まれる場合を含む。以下同じ。）を策定している誓約自治体であって、同法に基づき、基準年の温室効果ガスの排出量について推計し、公表している自治体は、その公表された排出量を記入します。
  - （イ）（ア）以外の誓約自治体は、エネルギー起源及び廃棄焼却起源のCO<sub>2</sub>排出量を推計し、記入します。
- エ インベントリーの作成に際し、GCoMの共通報告枠組に基づき、推計できない項目などに関しては、以下の「注釈記号」を使用します。

<b>NO</b> (Not Occurring)	非発生
<b>NE</b> (Not Estimated)	未推計
<b>C</b> (Confidential)	機密情報
<b>IE</b> (Included Elsewhere)	他の箇所に記載

注1 日本事務局（ヘルプデスク）では、日本のすべての市区町村を対象に、全国のエネルギーバランス表（詳細表）の転換部門・エネルギー最終消費のデータなどから、系統電力発電所、精油所、エネルギー多消費産業の工場が立地する市区町村を特定し、これらにお

ける各種のエネルギーの投入・消費を推計し、その他の産業の業種には業種別製造品出荷額、農業・業務などには業種別従業者数、家庭には世帯数、自動車保有台数などによって、市区町村別のエネルギー生産・エネルギー最終消費のエネルギーバランス表を作成した上で、2013年度の区区域内のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を推計しています。また、「エネルギーの地産地消」などの対策シナリオに応じた2030年の排出量（エネルギー起源CO<sub>2</sub>）を推計するツールを用いて、全国のすべての市区町村の2030年の排出量を推計しています。これは、特に「実行計画」（区域施策編）」の策定、温室効果ガスの排出量の推計・公表の経験のない自治体にとって、基準年インベントリ作成や2030年目標設定・行動計画策定の参考になります。誓約事務局にお問い合わせください。

**表1 温室効果ガス排出量（基準年）（記入例）**

**二酸化炭素排出量**

二酸化炭素換算 トン

セクター	サブセクター	直接排出量	間接排出量	排出量計又は注釈記号
固定	家庭	151,222	378,480	529,702
	業務施設	111,356	349,025	460,381
	自治体施設			IE
	製造業・建設業・転換	120,688	285,042	405,730
	農林水産	5,219	1,012	6,232
	漏洩			NE
移動	自動車	456,196	0	456,196
	鉄道	1,606	27,153	28,760
	船舶			NE
	航空			NE
	オフロード			NE

廃棄物	埋立処理			NE
	生物処理			NE
	焼却処理	38,944		38,944
	汚水処理			NE
工業プロセス、製品使用	工業プロセス			NE
	製品使用（潤滑剤など）			NE
農業・林業・他の土地利用	家畜			NE
	土地利用			NE
	その他（森林火災など）			NE
二酸化炭素排出量合計		885,232	1,040,713	1,925,944

#### エネルギー生産部門の二酸化炭素排出量

二酸化炭素換算 トン

カテゴリー	区域の中か外か		排出量計又は注釈記号
	区域の中	区域の外	
発電のみの発電所			NO
コージェネレーション	23,371		23,371
地域熱供給			NO
再エネ生産	0	0	0

#### メタン、一酸化二窒素排出量

二酸化炭素換算 トン

メタン (N2O)	NE
一酸化二窒素 (N2O)	NE



## ② 2030 年における温室効果ガス削減目標の設定

誓約自治体は、温室効果ガスの削減目標（2030 年の温室効果ガス排出量は国の削減目標以上の削減）を設定し、記入（又は選択肢から選択）します。

表 2 温室効果ガス削減目標報告（記入例）

基準年	記述	2013
目標年	記述	2030
基準年排出量（CO <sub>2</sub> 換算トン）	記述	637,254
削減割合目標	記述	28
目標年絶対排出量(CO <sub>2</sub> 換算トン)	記述	458,823
現在の排出量（CO <sub>2</sub> 換算トン）	記述	585,345
現時点での目標達成度（%） 目標達成度 = (基準年排出量 - 現在の排出量) / (基準年排出量 - 目標年排出量)	記述	29.1
この目標はパリ協定で設定された世界的 1.5-2°C 経路と一致しますか？	選択	はい。マイナス 1.5 度
あなたの自治体の目標を記述してください。あなたの国に NDC(国の削減目標)があり、あなたの自治体の目標が NDC よりも野心が強くない場合、理由を説明してください。	記述	2030 年に 2013 年比マイナス 28%であり国の削減目標より野心的である。

備考： 2030 年の国の削減目標は、2013 年比 26%削減  
 2010 年比 20%削減  
 2005 年比 24%削減  
 2000 年比 24%削減  
 1990 年比 18%削減

### ③ 区域内における気候変動リスク・脆弱性の評価

誓約自治体は、区域内における気候変動への適応策を検討するため、自治体内の関係部局、外部の専門家、地域住民などの参加の下に、①これまでの気候変動による影響を把握し、②気候変動適応プラットフォーム（A-PLAT）、気象台などによる区域内の将来の気温、降水量などの予測を把握し、③これを踏まえて、気候変動リスク・脆弱性を評価します。評価がなされた項目は、その結果を表3に記入（すべて選択肢から選択）してください。

表3 区域内における気候変動リスクの評価（記入例）

	2019年以前に大きな影響を与えたか	現状における気候上の危険の可能性	現状における気候上の危険のインパクト	危険全体の社会的影響	予想される頻度の変化
	選択肢	選択肢	選択肢	選択肢	選択肢
<b>極端な降水</b>					
<b>豪雨</b>	はい	中程度	高い	既に影響を受けやすい集団に対するリスク増大	増加
<b>梅雨・秋雨</b>	いいえ	やや低い	やや低い		変化なし
<b>豪雪</b>	いいえ	現在のところ影響を及ぼしていない	現在のところ影響を及ぼしていない		将来起こるとは考えられていない
<b>霧</b>	いいえ	現在のところ影響を及ぼしていない	現在のところ影響を及ぼしていない		不明
<b>雹</b>	いいえ	現在のところ影響を及ぼしていない	現在のところ影響を及ぼしていない		不明
<b>嵐・風</b>					
<b>強風</b>	はい	中程度	中程度	既に影響を受けやすい集団に対するリスク増大	増加

竜巻	いいえ	不明	不明		不明
台風	はい	高い	高い		増加
極端な熱帯性嵐	不明	不明	不明		不明
高波	はい	高い	高い	既に影響を受けやすい集団に対するリスク増大	増加
雷	いいえ	不明	不明		不明
極端な低温					
極端な冬の状態	いいえ	現在のところ影響を及ぼしていない	現在のところ影響を及ぼしていない		不明
寒波	いいえ	現在のところ影響を及ぼしていない	現在のところ影響を及ぼしていない		不明
極寒日	いいえ	現在のところ影響を及ぼしていない	現在のところ影響を及ぼしていない		不明
極端な高温					
熱波	はい	高い	高い	既に影響を受けやすい集団に対するリスク増大	増加
極端な高温日	はい	高い	高い	既に影響を受けやすい集団に対するリスク増大	増加
渇水					
旱魃	いいえ	現在のところ影響を及ぼしていない	現在のところ影響を及ぼしていない		不明
自然火災					
森林火災	いいえ	低い	低い		将来起こるとは考え

					られていない
草原火災	いいえ	低い	低い		将来起こるとは考えられていない
<b>洪水、潮位上昇</b>					
地表面の洪水	はい	中程度	中程度	既に影響を受けやすい集団に対するリスク増大	増加
河川の氾濫	はい	中程度	中程度	既に影響を受けやすい集団に対するリスク増大	増加
海岸の高浪	はい	高い	高い	既に影響を受けやすい集団に対するリスク増大	増加
地下水の氾濫	いいえ	現在のところ影響を及ぼしていない	現在のところ影響を及ぼしていない		不明
恒常的浸水	いいえ	現在のところ影響を及ぼしていない	現在のところ影響を及ぼしていない		不明
<b>大規模変動</b>					
地すべり	はい	高い	高い	既に影響を受けやすい集団に対するリスク増大	増加
雪崩	いいえ	低い	低い		将来起こるとは考えられていない
岩の落下	はい	中程度	中程度		増加
沈下	いいえ	現在のところ影響を及ぼしていない	現在のところ影響を及ぼしていない		将来起こるとは考えられていない

生物学的危険					
水媒介の疾病	不明	不明	不明		不明
媒介動物媒介の疾病	不明	不明	不明		不明
空気媒介の疾病	不明	不明	不明		不明
昆虫の侵入	はい	不明	不明		不明

#### ④「気候エネルギー行動計画」の策定

##### (1)「気候エネルギー行動計画」の策定

誓約した自治体は、誓約後2年以内に、前記の①温室効果ガスインベントリの作成、②温室効果ガス削減目標の設定、③気候変動によるリスク及び脆弱性の評価を踏まえ、誓約事項①～③の具体的達成方策などに関する「気候エネルギー行動計画」を策定します。

「気候エネルギー行動計画」は、緩和策（持続可能なエネルギーの推進を含む。以下同じ。）及び適応策から構成されますが、緩和策と適応策が別々の計画（2030年を目標年次とする温対法に基づく「実行計画」（区域施策編）、適応法に基づく地域適応計画、環境基本法に基づく環境基本計画などの計画を含む。）であってもかまいません。

#### 注2 誓約事項（①～③）を満たす2030年を目標年次とする「実行計画」（区域施策編）などは「気候エネルギー行動計画」とみなされます

誓約の時点で策定済みの2030年を目標年次とする温対法に基づく「実行計画」（区域施策編）、適応法に基づく地域適応計画、環境基本法に基づく環境基本計画などの計画であって、誓約事項（①～③）を満たし、かつ、基準年インベントリが適切に作成されているものは（複数の計画がある場合はこれらを合わせて）、日本事務局に設置された専門家からなる「審査委員会」の確認を経て、「気候エネルギー行動計画」とみなされます。

この場合、「誓約事項（①～③）を満たす」とは、以下の「→」のことです。

誓約事項①「持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消など）を推進します。」

→ 再エネ、コジェネ、地域電力小売事業（自治体新電力）などの具体的措置が盛り込まれていること

誓約事項②「2030年の温室効果ガス排出量は、国の削減目標以上の削減を目指します。」

→ 基準年の温室効果ガスインベントリ、国の目標以上の削減目標、具体的緩和措置が盛り込まれていること

誓約事項③「気候変動の影響などに適応し、レジリエント（強靱）な地域づくりを目指します。」

→ リスク等の評価、具体的適応措置が盛り込まれていること

## (2) 「気候エネルギー行動計画」の承認

誓約後に「気候エネルギー行動計画」（2030年を目標年次とする温対法に基づく「実行計画」（区域施策編）、適応法に基づく地域適応計画、環境基本法に基づく環境基本計画などの計画の場合を含む。）を策定した誓約自治体は、日本事務局に承認を求めます。日本事務局に設置された専門家からなる「審査委員会」は、当該「気候エネルギー行動計画」を審査し、審査基準を満たしている場合には、これを承認します。

審査基準は、ア「誓約事項」①～③を満たしていること、イ 基準年インベントリーが適切に作成されていること、です。

このうち、ア「誓約事項（①～③）を満たしていること」とは、以下の→のことです。

誓約事項①「持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消など）を推進します。」

→ 再エネ、コジェネ、地域電力小売事業（自治体新電力）などの具体的措置が盛り込まれていること

誓約事項②「2030年の温室効果ガス排出量は、国の削減目標以上の削減を目指します。」

→ 基準年の温室効果ガスインベントリ、国の目標以上の削減目標、具体的緩和措置が盛り込まれていること

誓約事項③「気候変動の影響などに適応し、レジリエント（強靱）な地域づくりを目指します。」

→ リスク等の評価、具体的適応措置が盛り込まれていること

## (3) 緩和措置及び適応措置の概要の作成

「気候エネルギー行動計画」（注2により行動計画とみなされた「実行計画」（区域施策編）などを含む。）を策定した誓約自治体は、行動計画に盛り込まれた主な緩和措置及び適応措置それぞれ3つ程度について、その概要を表4、表5に、わかる項目だけ記入（選択肢の選択の場合あり）します。

表4 緩和措置（持続可能なエネルギーの措置を含む。）（記入例）

緩和措置の分野	選択	建物 > オンサイト再生可能エネルギー生産	
緩和措置の内容	記述	病院、老人福祉施設などでのバイオガスコジェネへの転換	
実施手段	選択	ステークホルダーの協働	Yes
	選択	インフラ整備	Yes
	選択	アセスメントと評価活動	Yes
	選択	行動計画の作成と実施	Yes
	選択	政策と規制	Yes
	選択	資金調達メカニズム	Yes
	選択	持続可能な公共調達	Yes
実施状況	選択	予備的な実現可能性調査	
予想される排出削減量（CO <sub>2</sub> 換算トン）	記述	1,095	
省エネ(GJ)	記述	0.00	
再生可能エネルギー生産(GJ)	記述	4,380	
削減/節約/エネ生産の時間スケール	選択	一年あたり	
コベネフィット分野	選択	災害リスク削減	Yes
	選択	気候変動適応の向上	Yes
	選択	資源効率の向上(例えば、食品、水、エネルギー)	Yes
	選択	地域経済の活性化	Yes
	選択	循環経済の促進	Yes
	選択	地域雇用の創出	Yes
	選択	資源品質の改善(例えば、大気、水)	Yes

	選択	生態系保全・生物多様性向上	No
	選択	交通サービス・インフラへのアクセスとその質の改善	Yes
	選択	データへのアクセス改善および十分な情報を得た上での政策決定	No
緩和措置の概要	記述	市内の病院、老人福祉施設など熱需要の多い施設において、熱源の更新の際に、市内の木質バイオマスから製造されたペレットを燃料として、オンサイトでバイオガス発電を行い、排熱を暖房・給湯に利用する。	
資金状況	選択	予備的な実現可能性調査	
プロジェクトの総費用	記述		
地方自治体が投入した総費用	記述		
主な資金源	選択	官民連携	

表5 適応措置（記入例）

気候災害の分野	選択	海岸の高浪	
適応措置の種類	選択	最も脆弱な点を対象としたプロジェクトおよび方針	
適応措置の内容	記述	海面上昇で喪失する海浜の養浜事業による自然海浜と観光の再生	
実施状況	選択	予備的な実現可能性調査	
コベネフィット分野	選択	災害リスク削減	Yes
	選択	気候変動適応の向上	Yes
	選択	資源効率の向上(例えば、食品、水、エネルギー)	No
	選択	地域経済の活性化	Yes
	選択	循環経済の促進	Yes
	選択	地域雇用の創出	Yes
	選択	資源品質の改善(例えば、大気、水)	No



	選択	生態系保全・生物多様性向上	Yes
	選択	交通サービス・インフラへのアクセスとその質の改善	No
	選択	データへのアクセス改善および十分な情報を得た上での政策決定	No
適応措置の概要と実践の進捗	記述	国立公園内の風光明媚で海水浴客などが多い岬地域の自然海岸が 2050 年までには海面上昇により消失すると予測されており（A-Plat）、海岸管理者（国）に養浜事業を働きかける。	
資金状況	選択	予備的な実現可能性調査	
プロジェクトの総費用	記述		
地方自治体が投入した総費用	記述		
主な資金源	選択	国	

#### ⑤ 基準年インベントリ、温室効果ガス削減目標、気候変動のリスクの評価及び緩和措置・適応措置の GCOM への報告

気候エネルギー行動計画（気候エネルギー行動計画とみなされた実行計画（区域政策編）などを含む。）を策定した誓約自治体は、表 1～表 5 をまとめて GCoM に報告します。報告のスケジュールは、表 6 の通りです。

GCoM への報告の方法は、別紙 2 に定めます。

### (3) ステップ3 実施状況の報告

誓約自治体は、気候エネルギー行動計画（気候エネルギー行動計画とみなされた実行計画（区域政策編）などを含む。）の実施状況及び最新年の温室効果ガスインベントリを2年ごとにGCoMに報告します。報告のスケジュールは、表6の通りです。

気候エネルギー行動計画の実施状況は、表4（緩和措置）及び表5（適応措置）を2年ごとに更新（特に「実施状況」の項）することによって、報告とします。

また、2年ごとの最新年温室効果ガスインベントリは、表1と同じ様式で報告します。

GCoMへの実施状況の報告の方法も、別紙2に定めるとおりとします。

表6 誓約以降の報告スケジュール

	ステップ1	ステップ2	ステップ3				
	誓約	計画策定報告	実施状況報告	実施状況報告	実施状況報告	実施状況報告	実施状況報告
<b>誓約自治体 (1)</b> (「実行計画」 などが無い 自治体)	例 2018年8月	2020年8月 ・緩和・適応措置 ・基準年インベ ントリ ・削減目標 ・リスク等評価	2022年8月 ・緩和・適応措 置の進捗状況 ・最新年インベ ントリ	2024年8月 ・緩和・適応措 置の進捗状況 ・最新年インベ ントリ	2026年8月 ・緩和・適応措 置の進捗状況 ・最新年インベ ントリ	2028年8月 ・緩和・適応措 置の進捗状況 ・最新年インベ ントリ	2030年8月 ・緩和・適応措 置の進捗状況 ・最新年インベ ントリ
<b>誓約自治体 (2-1)</b> (既存の実行計 画などが行動計 画とみなされた 自治体)	例 2018年10月 (誓約前に実 行計画などを 日本事務局に 送付、事務局 が確認)	プラットフォー ム整備後(2019 年12月) ・緩和・適応措置 ・基準年インベ ントリ ・削減目標 ・リスク等評価	2020年10月 ・緩和・適応措 置の進捗状況 ・最新年インベ ントリ	2022年10月 ・緩和・適応措 置の進捗状況 ・最新年インベ ントリ	2024年10月 ・緩和・適応措 置の進捗状況 ・最新年インベ ントリ	2026年10月 ・緩和・適応措 置の進捗状況 ・最新年インベ ントリ	2028年10月 ・緩和・適応措 置の進捗状況 ・最新年インベ ントリ

<p><b>誓約自治体 (2-2)</b> (既存の実行計画などが行動計画とみなされた自治体)</p>	<p>例 2020年2月 (誓約前に実行計画などを日本事務局に送付、事務局が確認)</p>	<p>2020年2月 ・緩和・適応措置 ・基準年インベントリ ・削減目標 ・リスク等評価</p>	<p>2022年2月 ・緩和・適応措置の進捗状況 ・最新年インベントリ</p>	<p>2024年2月 ・緩和・適応措置の進捗状況 ・最新年インベントリ</p>	<p>2026年2月 ・緩和・適応措置の進捗状況 ・最新年インベントリ</p>	<p>2028年2月 ・緩和・適応措置の進捗状況 ・最新年インベントリ</p>	<p>2030年2月 ・緩和・適応措置の進捗状況 ・最新年インベントリ</p>
<p><b>旧 Compact of Mayors から移行した誓約自治体</b></p>	<p>2019年1月に CoMJapan 移行</p>	<p>(2019年) ・緩和・適応措置の実施状況 ・最新年インベントリ</p>	<p>(2021年) ・緩和・適応措置の実施状況 ・最新年インベントリ</p>	<p>(2023年) ・緩和・適応措置の実施状況 ・最新年インベントリ</p>	<p>(2025年) ・緩和・適応措置の実施状況 ・最新年インベントリ</p>	<p>(2027年) ・緩和・適応措置の実施状況 ・最新年インベントリ</p>	<p>(2029年) ・緩和・適応措置の実施状況 ・最新年インベントリ</p>

## ■よくある質問

### ◆首長とは誰ですか？

⇒ここでの「首長」は、基本的には、市町村長及び特別区長を指しますが、都道府県知事も誓約できます。なお、都道府県には、区域内の市町村長に対して首長誓約参加を働きかける役割も期待されます。

### ◆いつ、誓約したらいいですか？

⇒首長はいつでも首長誓約に署名することができます。締め切りはありません。

### ◆他の市町村などと一緒に誓約することはできますか？

⇒複数の首長が連名で誓約することができます。

### ◆誓約すると会費の支払いが必要ですか？

⇒会費などは一切必要ありません。

### ◆「持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消など）」とは何でしょうか？

⇒「持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消など）」は、自治体、企業、住民などが主に区域内で実施する再生可能な電力・熱、コージェネレーション、地域熱供給、地域電力事業（自治体も出資）などのエネルギー生産に関する取組みのほか、スマートシティ、自治体・企業・家庭などにおける省エネ型の機器・自動車への買換え、また、間接的にエネルギー需給に関連する共有自転車システム、リユースシステムなど広範な取組みを示します。

### ◆「世界首長誓約/日本」に誓約した自治体が、あとになって（首長の交代などに伴って）誓約を取り消すことはできますか？また、誓約事務局から誓約が取り消されることはありますか？

⇒誓約は、普通地方公共団体を統轄し、これを代表する普通地方公共団体の長たる首長が署名したものであり、首長の交代に伴い取り消されるものではありません。誓約の取消しは、首長が自ら判断した場合に限られます。また、誓約事務局から誓約が取り消されるケースとしては、誓約後、（誓約事務局からの督促にもかかわらず、正当な理由なく、）2年を大幅に超しても行動計画が策定・報告されない場合が考えられます。

### ◆区域内のエネルギー生産・消費量の把握などのためのツールはありますか？

⇒日本の誓約事務局は、特に、「実行計画」（区域施策編）の策定の経験のない自治体向けに、エネルギー生産・消費量の把握、CO<sub>2</sub>インベントリー作成、エネルギー対策・CO<sub>2</sub>削減対策の効果を分析するツールを作っています。ヘルプデスクにお問い合わせください。

### ◆本自治体では、既に、2030年を目標年次とする温対法に基づく実行計画（区域施策編）を策定しています。同計画では、誓約書にある3つの誓約事項は満たしています。また、CO<sub>2</sub>インベントリーも作成し、気候変動のリスク・脆弱性も評価しています。その上に、「気候エネルギー行動計画」を改めて策定する必要がありますか？

⇒貴自治体の「実行計画」（地域施策編）は、上記「注2」にあるように、「気候エネルギー行動計画」とみなされますので、改めて「気候エネルギー行動計画」を策定する必要はありません。すぐにでも誓約して、実行計画（区域施策編）などの概要など必要な事項を報告し、2年ごとに実施状況を報告してください。

### 第3章 ヘルプデスク、コーディネーター、サポーター

#### (1) ヘルプデスクの機能

誓約事務局は、「ヘルプデスク」を設け、誓約を検討している自治体や誓約した自治体に対し、次のような支援をします。

- 特に、「実行計画」(区域施策編)の策定の経験のない自治体向けに、全国の市区町村ごとの基準年(2013年度)のエネルギー生産・消費量、CO<sub>2</sub>インベントリーを作成しています。、そして、エネルギー対策・CO<sub>2</sub>削減対策の効果分析のためのツールを用意しています。
- 全国・都道府県温暖化防止活動推進センター、環境・エネルギー関連の自治体ネットワーク NGO など(これらを「コーディネーター」と言います。)の協力を得て、誓約の普及や誓約自治体間の交流などを支援します。
- 各種の再生可能な電力や熱、コージェネレーション、地域電力小売事業などのエネルギーの地産地消などの取組の専門家や組織、あるいは、関連企業の団体など(これらを「サポーター」と言います。)の協力を得て、さまざまなアドバイスをします。
- バイオマスなどの再生可能エネルギー、コージェネレーション、シュタットベルケ、あるいは「エコプロフィット」、「フィフティ・フィフティ」など EU の自治体における先駆的な取組・グッドプラクティスの紹介・橋渡しをします。

#### (2) ヘルプデスクへの問合せ様式

誓約事務局のホームページ(<https://covenantofmayors-japan.jp/contacts/toiawase>)には、表9の問合せ様式が掲載されています。ヘルプデスクでは、専門家(サポーターなど)の協力を得て、表9にあるような事項について、アドバイスや簡単なコンサルティングをします。

表9

	項目	備考
1	「世界首長誓約/日本」の趣旨、手続きなどに関する事	
2	全国の市区町村ごとの2013年度のエネルギー生産・消費量、CO <sub>2</sub> インベントリーに関する事	
3	地域におけるエネルギー地産地消のための措置に関する事(技術、制度、ファイナンスなど)	
4	世界の自治体・ビジネスの先駆的取組手法に関する情報共有	
5	Global Covenant of Mayorsに関する情報提供	
6	その他	

(3) コーディネーター

誓約事務局は、全国・都道府県温暖化防止活動推進センター、環境・エネルギー関連の自治体ネットワーク NGOなどを「コーディネーター」として委嘱します。

全国・都道府県温暖化防止活動推進センターの協力を得て、ブロックごとの説明会や、誓約自治体間の交流を図ります。

また、環境・エネルギー関連の自治体ネットワーク NGOなどの協力を得て、それぞれのメンバー自治体はじめ、多くの自治体が世界首長誓約/日本に参加するよう働きかけをします。

(4) サポーター

誓約事務局は、各種の再生可能な電力や熱、コージェネレーション、地域電力小売事業、リユースシステム、欧州の取組手法などの専門家、組織などを「サポーター」として委嘱します。

「サポーター」は、主に、ヘルプデスクに問合せのあった誓約を検討している自治体や誓約した自治体に、ヘルプデスクを経由して、持続可能なエネルギーの推進などに関するアドバイスや簡単なコンサルティングを行います。

「サポーター」は、募集した上で、委嘱します。

#### 第4章 「世界首長誓約/日本」のロゴマーク

誓約自治体、誓約事務局、委嘱されたコーディネーター及びサポーターは、このロゴを使用することができます。英語版と日本語版があり、いずれも、GCoM と CoM Japan のロゴを併記します。



## 第 5 章 施行

1. 本実施要領は、2019 年 8 月 8 日から施行します。

「世界首長誓約/日本」運営委員会規程（案）

「世界首長誓約/日本」事務局

（目的・業務）

第1条 「世界首長誓約/日本」の円滑な実施を図るため、「世界首長誓約/日本」事務局に「世界首長誓約/日本」運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

3 運営委員会は、以下の事項をつかさどる。

- (1) 「世界首長誓約/日本」(CoM Japan)実施要領の制定、改廃など「世界首長誓約/日本」の運営に関する基本的事項に関すること
- (2) 「世界首長誓約/日本」の誓約自治体の拡充の方法に関すること
- (3) 「世界首長誓約」との連携に関すること
- (4) その他「世界首長誓約/日本」の円滑な実施を図るための必要な事項に関すること

（委員等）

第2条 運営委員会の委員は、10名以内とする。

2 委員は、首長委員（世界首長誓約/日本に誓約した首長及び自治体から構成される環境関連の会員組織の役員である首長）及び関係機関委員（駐日欧州連合代表部、国の行政機関、その他）から構成されるものとする。

3 運営委員会は、年に1回から2回程度開催する。

（委員長）

第3条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（オブザーバー）

第4条 運営委員会は、会議の都度、関係者にオブザーバーとして出席を求めることができる。

2 オブザーバーは、1回の会議につき、5名以内とする。

（代理）

第5条 委員は、代理の者を運営委員会に出席させることができる。

（議決）

第6条 運営委員会は、出席の首長委員及び駐日欧州連合代表部委員の半数以上をもって議決とする。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

附則

第1条 本規定は、2019年8月8日から施行する。



### GCoM への報告の方法について（案）

GCoM への報告の方法については、GCoM の共通報告枠組において、国際的な報告プラットフォームが指定されていますが、現段階では、これが円滑に運用されるものかどうかの見極めがつきません。そこで、日本事務局では、この活用を目指しつつも、並行して、関係自治体などと協議しながら、シンプルな報告様式で、シンプルなシステムの日本版のプラットフォームの整備を進めていきます。なお、GCoM が指定する国際的な報告プラットフォームを通じて GCoM に報告することを希望する自治体は、そうしてください。